

「国際研究開発／コファンド事業」基本計画国 際 部
ロ ボ ッ ト ・ A I 部
I o T 推 進 部**1. 事業の目的・目標・内容****(1) 事業の目的****①政策的な重要性**

『「日本再興戦略」改訂2016』（平成28年6月2日閣議決定）及び「科学技術イノベーション総合戦略2016」（平成28年5月24日閣議決定）などの成長戦略に基づき、新興国を中心として急速に拡大するグローバル・マーケット獲得に向け、我が国の優れた技術の国際展開を推進することが急務である。特に、高い技術力を有しながら、海外への進出に踏み切れない我が国企業を後押しし、新たな市場獲得を目指した海外展開支援体制の強化が必要とされている。

また、機構の第3期中長期目標において、我が国企業の国際展開や海外企業も含めたオープンイノベーションの進展を支援し、これに対応したグローバルな技術開発マネジメントに係る事業の一層の推進のため、最先端の技術を持つ内外の企業による国際共同研究プロジェクト等に対し、機構が海外の技術開発マネジメント機関等とともに「コファンド形式」等により資金支援を行う取組を積極的に推進するという目標を掲げるとともに、第3期中長期計画において海外機関との双方にとってのWin-Winの関係を構築するため、我が国と相手国双方の利益に結び付く可能性のある技術等について、その有効性を十分検証した上で、情報交換協定などの協力関係を構築するとしているところである。

②我が国の状況

我が国は世界に比べ高い技術力を有し、将来有望な技術シーズを保有しながら、最終製品段階での国際競争で他国の後塵を拝することが多い。また、要素技術において世界トップ水準にある力を持ちながら国内にとどまっている中堅・中小企業も少なくない。成長する国際マーケットの獲得、中堅・中小企業等の海外支援展開を強化することにより、我が国企業の産業競争力の強化、ひいては国内経済成長に裨益することが求められている。

③世界の取組状況

欧米各国の企業は海外企業や大学との共同研究開発に積極的に取り組んでおり、自国外の優れた技術を取り込み、新市場獲得に向けしのぎを削っている状況である。また、特に中小企業に対し、各国が政府研究開発支援による企業のイノベーション支援を政策的に実施しており、企業のみならず、官民一体で戦略的に取り組んでいる。

④本事業のねらい

本事業では、機構の第3期中長期目標の達成、我が国の高い技術力の海外市場への展開の推進、経済成長促進、及び産業競争力強化の早期実現を図るため、最先端の技術を持つ内外の企業による国際共同研究プロジェクト等に対し、機構が海外の技術開発マネジメント機関等とともに「コファンド形式」等により資金支援を行う取組を積極的に推進する。

具体的には、欧米先進国を中心とする海外の技術開発支援機関等とともに、コファンド形式等により、我が国企業技術を現地の実情に合わせ、相手国企業等との協働による研究開発・実証を行い、その有効性を証明することを目的とする。

(2) 事業の目標**①アウトプット目標**

我が国企業の国際展開や海外企業も含めたオープンイノベーションの進展を支援し、これに対応したグローバルな技術開発マネジメントに係る事業の一層の推進のため、最先端の技術を持つ内外の企業による国際共同研究プロジェクト等に対し、機構が海外の技術開発マネジメント

ト機関等とともに「コファンド形式」等により資金支援を行う取組を通じた研究開発・実証を積極的に推進する。

②アウトカム目標

我が国の優れた技術を使って、海外市場に適した技術を開発・検証し、官民一体となって企業の国際展開を推進することにより、我が国産業競争力を強化し、先進国のみならず急速に拡大している新興国を含む新規市場の獲得を狙う。もって、我が国国内経済成長に寄与する。

③アウトカム目標達成に向けての取組

海外市場におけるニーズを踏まえ、対象国固有の事情への適合性を含めた我が国技術の有効性を検証するとともに、海外機関との国際連携を図り、双方にとってWin-Winの関係を構築することにより、日本企業の海外市場への展開推進が期待できる。

(3) 事業の内容

新エネルギー、省エネルギー、スマートコミュニティ、環境、ロボット・AI、IoT、材料・ナノテクノロジー、バイオテクノロジー等分野を対象に、日本と相手国双方の企業、研究機関、大学等（以下「企業等」という。）が参加する研究開発・実証等を実施する。実施するコファンド事業の具体的概要、対象国、スキーム、事業期間等は、実施方針で定める。

(4) 本事業以外に必要とされる取り組み

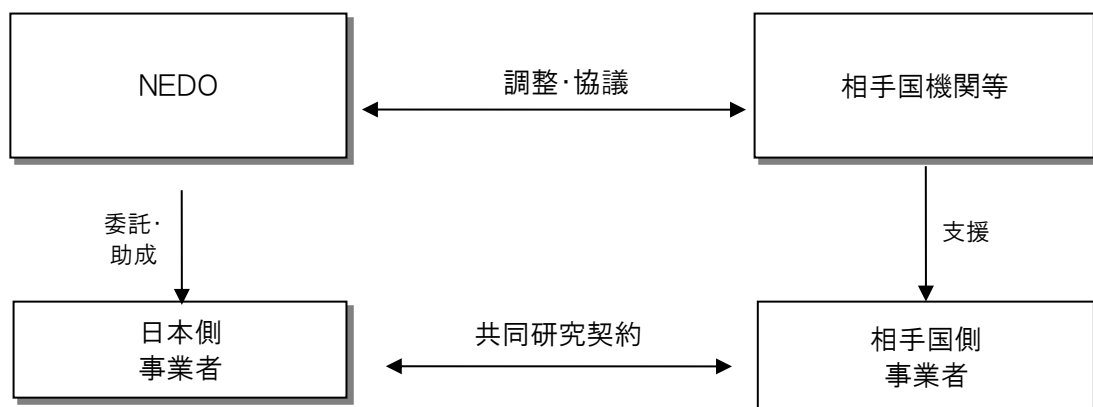
国際展開を積極的に推進するため、官民一体となって戦略的に相手国の技術課題を解決すると同時に、市場獲得に向け取り組むことが求められており、国内外の公的技術開発機関との連携、政府間協議などの政策対話の場なども活用しつつ、多方面からの体制構築を目指す。

2. 事業の実施方式

本研究開発・実証は、NEDOと相手国機関等との間で調整・協議の上実施することとし、双方の事業者をそれぞれ支援することとする。

NEDOは、原則として日本に研究開発拠点を有する企業等（単独、複数を問わない）から公募により事業者を選定する。

なお、本事業は、国際共同研究・実証等に係る事業であるため、委託により実施するが、平成28年度以降に新規採択する事業については、企業により主体性を求めることにより、さらなるイノベーションの推進を加速するべく、助成により実施する（NEDO負担率：大企業1/2助成、中小・ベンチャー企業2/3助成）。



3. 事業の実施期間

本事業は原則、平成26年度から平成32年度までとする。ただし、事業規模等により、当該期間内に十分な研究開発・実証が行えない場合は、事業目的の達成に必要な期間の延長を行うこととする。

4. 評価に関する事項

NEDOは、技術的・政策的観点から見た制度の意義、目標達成度、将来の産業への波及効果、効果的な制度運営等の観点から、制度評価を実施する。評価の時期については、中間評価を平成29年度、事後評価を平成33年度とし、本制度に係る技術動向、政策動向や本制度の進捗状況等に応じて、適宜見直すものとする。

また、中間評価結果を踏まえ、必要に応じて制度の拡充・縮小・中止等の見直しを迅速に行う。

5. その他の重要事項

(1) 知的財産権の帰属

本事業の成果に関わる知的財産権に関し、実施者は、原則として共同研究契約等において本事業に係る知的財産権の取り扱いについて予め定めることとする。なお、委託研究開発・実証の成果に関わる知的財産権については、「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書」第25条の規定等に基づき、原則として、すべて委託先に帰属させることとする。

(2) 基本計画の変更

NEDOは、事業の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、国内外の政策動向、施策の変更、評価結果、事業費の確保状況、当該事業の進捗状況等を総合的に勘案し、適切に基本計画の変更を行うものとする。


(3) 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第1号、第2号、第3号及び第9号

6. 基本計画の改定履歴

- (1) 平成26年9月 制定
- (2) 平成27年3月 評価に関する事項を一部変更
- (3) 平成28年3月 事業の実施方式と評価に関する事項を一部変更
- (4) 平成29年3月 事業名称、担当部署名、事業の目的・目標・内容を一部変更

(別添1) 研究開発・実証スケジュール

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
委託事業							
助成事業			